

## プレスリリース

令和2年8月19日  
福島県農林水産部

### 新しい福島県農林水産業振興計画の策定に係る 審議会の開催について

このことについて、下記のとおり開催いたしますので、お知らせします。  
なお、この審議会は公開いたします。傍聴を希望される方には別紙のとおり  
お願いをしておりますので、御承知ください。

#### 記

#### I 令和2年度第1回福島県農業振興審議会

- 1 開催日時 令和2年9月2日(水) 13:30～15:30
- 2 場 所 福島県建設業会館 大会議室(福島市五月町4-25)
- 3 議 題

- (1) 新しい福島県農林水産業振興計画策定スケジュールについて
- (2) 新しい福島県農林水産業振興計画骨子(案)について
- (3) 地方意見交換会について

#### II 令和2年度第1回福島県水産業振興審議会

- 1 開催日時 令和2年9月1日(火) 14:00～16:00
- 2 場 所 杉妻会館4階「牡丹」(福島市杉妻町3-45)
- 3 議 題

- (1) 新しい福島県農林水産業振興計画策定スケジュールについて
- (2) 新しい福島県農林水産業振興計画骨子(案)について
- (3) 地方意見交換会について

#### 【問合せ先】

農業振興審議会	農林企画課	企画主幹	本間茂行	TEL024-521-7315(内線 3291)
水産業振興審議会	水産課	課長(兼) 並立	平田豊彦	TEL024-521-7375(内線 3262)

## 会議開催のお知らせ

福島県農業振興審議会を下記のとおり開催しますので、傍聴を希望される方は、次に定める手続きに従ってください。

- 1 開催日時 令和2年9月2日（水）13：30～15：30
- 2 場 所 福島県建設業会館大会議室（住所：福島市五月町4－25）
- 3 議 題
  - （1）新しい福島県農林水産業振興計画策定スケジュールについて
  - （2）新しい福島県農林水産業振興計画骨子（案）について
  - （3）地方意見交換会について
- 4 傍聴手続
  - （1） 会議の傍聴を希望される方は、上記の開催予定時刻までに会場にお越しください。
  - （2） 会場で受け付けを行いますので、住所と氏名を記入してください。
  - （3） 受付開始時刻は、13時15分からです。
  - （4） 受付は先着順に行いますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、傍聴者が多数の場合は入室をお断りすることがありますので御了承願います。
  - （5） なお、傍聴する場合、別ページの「傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきます。
- 5 問い合わせ先  
福島県農林水産部農林企画課（福島県農業振興審議会事務局）  
電 話 024－521－7319  
FAX 024－521－7944

## 会議開催のお知らせ

福島県水産業振興審議会を下記のとおり開催しますので、傍聴を希望される方は、次に定める手続きに従ってください。

- 1 開催日時 令和2年9月1日（火）14：00～16：00
- 2 場 所 杉妻会館4階「牡丹」（住所：福島市杉妻町3－45）
- 3 議 題
  - （1）新しい福島県農林水産業振興計画策定スケジュールについて
  - （2）新しい福島県農林水産業振興計画骨子（案）について
  - （3）地方意見交換会について
- 4 傍聴手続
  - （1） 会議の傍聴を希望される方は、上記の開催予定時刻までに会場にお越しください。
  - （2） 会場で受け付けを行いますので、住所と氏名を記入してください。
  - （3） 受付開始時刻は、13時45分からです。
  - （4） 受付は先着順に行いますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、傍聴者が多数の場合は入室をお断りすることがありますので御了承願います。
  - （5） なお、傍聴する場合、別ページの「傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきます。
- 5 問い合わせ先  
福島県農林水産部水産課（福島県水産業振興審議会事務局）  
電 話 024－521－7376  
FAX 024－521－7940

## 傍聴に当たっての留意事項

福島県農業振興審議会及び福島県水産業振興審議会を傍聴する場合、下記の事項に従って傍聴していただきます。

### 記

#### 1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに氏名、住所を所定の用紙に記入し、事務局の指示にしたがって会場に入室してください。
- (2) 受付は先着順に行いますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、傍聴者が多数の場合は入室をお断りすることがありますので御了承願います。

#### 2 傍聴に当たって守るべき事項

会議を傍聴されるに当たっては、次の事項を守ってください。

- ア 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- イ のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯または着用しないこと。
- ウ 会場における発言に対して批評を加え、または、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- エ 談話をし、または騒ぎ立てるなど、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- オ 会場において、飲食または喫煙をしないこと。
- カ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- キ 新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用、せきエチケットの徹底、こまめな手洗いをを行うこと。また、せき、熱などの症状がある場合には、傍聴を控えること。
- ク その他、会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

#### 3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。御不明な点は、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会場の秩序維持ができなくなった場合、及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。